

(介護予防短期入所生活介護)

特別養護老人ホームはまゆうの里 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳栄会が設置する特別養護老人ホームはまゆうの里〔以下「施設」という。〕が行う介護予防短期入所生活介護事業〔以下「施設」という。〕が適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及びヘルパー研修終了者が、利用者に対して適正な介護援助計画に基づきサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所管理者は、介護予防介護者がその心身の状況に応じ、適切な介護予防短期入所生活介護サービスを利用できるように、入浴、排泄、リハビリ、食事の介助その他の施設における生活全般にわたる介護予防短期入所生活介護援助計画に基づき援助を行う。

2 事業実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 特別養護老人ホーム はまゆうの里
- 2 所在地 宮崎県日南市大字楠原1840番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護予防短期入所生活介護の提供にあたるものとする。

- 2 従業者 生活相談員 1名以上（常勤兼務） 介護職員 4名以上（常勤・常勤兼務）
機能訓練指導員 1名（常勤兼務）

3 職務

生活相談員

入所者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。

介護職員

入所者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

機能訓練指導員

入所者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。

介護支援専門員

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス業務を行う者、介護保険施設等との連携調整に従事するとともに、入所者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 年中無休
- 2 営業時間 24時間体制

(利用定員)

第6条 事業所の定員は、10名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 介護予防短期入所生活介護事業の内容は次のとおりとし、介護予防短期入所生活介護援助の提供した場合の利用額は、別表に定める利用者の予防介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額（介護報酬の告示上の額）を除いた金額（自己負担額）と食事に係わる標準自己負担額の合計金額とその他の費用額とする。

介護予防短期入所生活介護のサービスの内容

サービスの特徴が、家族介護者の身体的及び精神的負担の軽減であり、要介護老人と家族のQOLの向上を図り、介護予防介護者の自立支援と日常生活の充実を目指す上で、送迎・健康チェック・食事・入浴・介護（排泄を含む）・機能訓練・レクリエーションなど、介護予防介護者に沿った介護サービスができるように、介護予防介護援助計画を実施する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、日南市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービス利用にあたっては、運営規程に基づいてサービス提供を実施し、利用者に説明するにあたっては、「指定短期入所生活介護」重要事項説明書5（サービスの利用に関する留意事項）の条項を入所契約時に説明を実施するものとする。

(緊急時における対応)

第10条 利用者の健康等での異常が出た場合は、速やかに緊急な対応を実施するものとする。管理者も利用

者の健康面での注意を払わなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策行う。

- (1) 始業・終了時には、火災危険防止の為、自主的に点検を行う。
- (2) 非常用災害の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限とどめるため、消防団を編成し任務の遂行にあたるものとする。
- (5) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難)・・・年 2 回以上
 - ②利用者含めた総合訓練・・・・・・・・・・年 2 回以上
 - ③非常災害を設備の使用方法の徹底・・・・・・・・年 2 回以上

(虐待防止に向けた体制等)

第 12 条 虐待防止のための措置を以下の通り実施する。

(身体的虐待・介護等の放棄、放任・心理的虐待・性的虐待。経済的虐待)

高齢者虐待防止委員会を設置し下記の通り実施する。

- (1) 管理者を含む幅広い職種で構成する。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。その結果について、職員の周知を図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施する。
- (5) 虐待または、虐待が疑われる事案が生じた場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事案関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

(身体拘束適正化)

第 13 条 身体拘束等を行う際の手続き

身体拘束適正化検討委員会を設置し下記の通り実施する。

- (1) 身体拘束等についての様式を整備する。
- (2) 介護従業者その他の従業者は、身体拘束等の発生ごとにその他の状況、背景等を記録するとともに(1)の様式に従い、身体的拘束等について報告する。
- (3) 身体拘束適正化検討委員会において、(2)により報告された事例を集計し、分析をする。
- (4) 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
- (5) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。

適正化策を講じた後に、その効果について評価する。

(その他の運営についての重要事項)

第 14 条 事業所は、介護職及び看護師等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおりに設けるものとし、又は、業務体制を整備する。

① 採用時研修

② 継続研修 年 4 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 事業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持するため、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持する旨に従業者と誓約するものとする。

4 この規定は、定める事項以外の運営に関する重要事項は、社会福祉法人徳榮会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 27 日より施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。